○国土交通省告示第五百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第二百四十三号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

岐阜県揖斐郡揖斐川町上野字瀬口

六三五番三　一号及び二号
六三二番一〇　三号
六三一番二　四号
六三一番一　五号
六三一番四　六号
六三二番一一　七号
六三二番九　八号
六三二番一　九号
六三二番一三　十号
六三五番八　十一号
六三五番一　十二号及び十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金地谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第二百十三号及び昭和三十六年建設省告示第二千八百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

岐阜県揖斐郡池田町

八幡

字江渡前

六九九番三地先堤敷　一号
六二八番二　二号
六三一番一八地先堤敷　三号
六三一番一七地先堤敷　四号から八号まで
三十四号
三十五号及び三十六号
六二六番四地先堤敷

片山

字堀西

一六一七番一　九号
一六一八番　十号
一六四三番四　十一号
一六四三番五三地先堤敷　十二号
一六三六番一地先道路敷　十三号
一六三三番二地先道路敷　十四号
一六三一番地先堤敷　十五号
一六三〇番地先堤敷　十六号
一七〇九番二地先道路敷　十七号
一七二六番二　十八号

字高畑

一八五八番四　十九号
一八五〇番一　二十号
一八五四番　二十一号

字南高野

二九七二番一地先道路敷　二十二号
二九五八番地先道路敷　二十三号
二九五七番二　二十四号
二九五七番四　二十五号
二九五六番三　二十六号
二九二八番一地先堤敷　二十七号
二九二八番七　二十八号
二九二八番八　二十九号
二九二八番四地先堤敷　三十号及び三十一号

二九二八番六地先道路敷　三十二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千五十六号で指定した第二号に掲げる土地及び平成十四年国土交通省告示第百四十九号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）

岐阜県不破郡垂井町梅谷

字平桃谷

八一九番四　一号及び十一号
七八四番　三号
七九一番一　四号及び五号
七九二番五　六号
七九〇番一　七号
八一五番二　八号
七八六番二　九号及び十号
四三三番一　二号

字上屋敷

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長石谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第三千五百十号及び昭和五十七年建設省告示第百四十七号で指定した第十四号に掲げる土地の区域を除く。）

岐阜県郡上市大和町島字長石通

六七二八番二〇　一号
六七二八番一八　二号
六七二八番一七　三号
六七二八番一五　四号
六七二八番一三　五号
六七二六番四二　六号
六七二六番四五　七号
六七二六番五一　八号及び九号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

古屋洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県関市中之保字古屋洞

六一〇番　一号
六六二番一　二号
六六一番　三号
六二九番　四号
六三三番　五号
六三四番　六号
六三七番一　七号
六四八番八　八号
六五〇番　九号
六四八番三八　十号及び十一号
六三一番二　十二号
六五四番　十三号及び十四号
六五七番　十五号
六六七番　十六号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

板ヶ洞谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第二百四十三号で指定した第二号に掲げる土地の区域を除く。）

岐阜県関市中之保

字薄井野　四五二番一　一号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第二百四十三号で指定した土地の区域を除く。）

岐阜県関市中之保

字坪坂　二五五九番二〇　一号及び二号
二五七一番三　三号
二五七一番一　四号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

生老洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県関市板取

字西山

六四八四番七地先河川敷　一号
六四八〇番　二号及び三号
六四七九番　四号
六四六三番一　五号及び十五号
六四七〇番　六号、七号及び十一号から十三号まで
六四六八番二地先道路敷　八号
六四七一番　十四号

字生老

六五二三番四　九号及び十号

字大柏

六四八六番二　十六号
六四八九番二　十七号
六四九〇番一　十八号

○国土交通省告示第五百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年五月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷

二　砂防法第二条の土地の表示

平成二十一年国土交通省告示第二百四十三号で指定した第一号に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と八号までを順次結んだ線及び標柱一号から八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（大谷の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域を除く。）